

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前1丁目18-16 博多駅前1丁目ビル302号

特定非営利活動法人消費者支援機構福岡

担当者 司法書士 稲毛 翔平 先生

令和5年 2月 9日

〒816-0943

福岡県大野城市白木原 5-6-12-2 階-C

法律事務所アリスト

弁護士 森 俊

TEL 092-707-9583 FAX 092-707-9 [REDACTED]

御 連 絡

冠省

貴法人作成にかかる令和4年7月20日付「納骨堂等使用規程に関する申入れ」について、太宰府メモリアルパークの代理人として以下のとおり御連絡いたします。

なお、前回の書面送付以降、当職が事務所を移転しましたので上記のとおり連絡先が変更になっております。

1 納入金等の返還に関する規程について

(1) 貴法人の申入れ

貴法人は、太宰府メモリアルパークが定める納骨堂（陽光院）使用規程、納骨堂（陽光院 20年納骨壇）使用規程、合祀墓（星座堂）使用規程、納骨堂『天空院』使用規程において、「当該納骨堂等を使用することなく契約を解約したとしても、一切返金が受けられない」と定められた各規定について、「消費者契約法第9条第1号により無効であるというべき」と指摘しておられます。

(2) 納骨堂等使用契約の法的性質と返還義務

納骨堂等使用契約については、一定期間の使用を許諾してその使用期間に応じた対価を支払うことを内容とする貸借型の継続的契約というよりも、靈園が納骨堂を永続的に使用する権利を設定し、使用者がその使用権設定行為そのものに対する対価を支払うことを内容とする権利設定契約であるとみることができます。

かかる理解を前提にすると、当該契約に基づき靈園が負うべき義務は、永続使用の権利を設定するというものであって、当該契約成立時において履行済みであるとみることができ、支払い済みの納入金等について法律上当然に返還を請求できるものではないというべきです。

(3) 返金の適否について

ア 以上のとおり、納骨堂等使用契約の法的性質について考慮すると、靈園側に返金義務はないものと考えられます。

イ とはいっても、消費者契約法の文言解釈のレベルでは、納骨堂等使用契約についても同法の適用があるものと考えざるを得ませんし、靈園側に返金義務がない旨定める規定についても消費者たる使用者にとって不利に設定された条項であるとみることができます。

くわえて、太宰府メモリアルパークは、公益財団法人として公益目的事業に従事し、社会貢献することを全体の目的として掲げています。そのような法人としての性質にも鑑みると、市民目線からの意見を真摯にとらえ、より適切な施設運営を行うべきだと考えています。

(4) 改訂内容

ア 近隣自治体である福岡市においては福岡市靈園条例第18条3項において「合葬式墓所利用者が合葬式墓所に焼骨を埋蔵したことがない場合であつて、利用の許可を受けた後3年以内に利用権を放棄したときは、既納の使用料の半額を還付する」と定めており、3年以内の未使用返還について5割相当額の返還という基準が一定の合理性を持ち、平均的な損害と同視できるものと考えております。

イ また、契約後短期間で解約を判断する場合には太宰府メモリアルパークに生じる損害は軽微であるというべく、契約後3か月以内の未使用返還について9割相当額を返還することが適当であると考えております。

ウ 以上のとおりですので、納骨堂等を未使用の状態で返還する場合には、以下の基準に従って納入金等を返還することとし、その旨を定めて規程を改訂することとしました。

契約後3か月未満の解約 納入金等の9割相当額

契約後3年未満の解約 納入金等の5割相当額

改訂後の規程は、別紙のとおりです。

2 規程の追加及び変更に関する規程について

(1) 貴法人の申入れ

貴法人は、太宰府メモリアルパークが定める使用規程、納骨堂（陽光院）使用規程、納骨堂（陽光院20年納骨壇）使用規程、樹木葬墓（永代型）使用規程、樹木葬墓（承継型）使用規程、合祀墓（星座堂）使用規程、納骨堂『天空院』使用規程において、「本規程を改訂することがあります。…本靈園のホームページに改訂した旨及び改訂の内容を公開します」と定められた各規定について、「消費者契約法第10条により無効であるというべき」と指摘しておられます。

(2) 消費者契約法10条の適用について

ア 消費者契約法第10条は、任意規定の適用による場合に比べ、消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する条項で（第一要件）、民法第1条第2項の基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの（第二要件）の効力を否定することで、消費者の利益を一方的に害する条項を無効とするものです。

すなわち、消費者契約法10条によって無効とされるのは、これら二つの要件を満たす条項、すなわち、消費者の利益を一方的に害する条項に限られます。

イ 太宰府メモリアルパークが定める各種規程の「本規程を改訂することがあります。この場合も、…本靈園のホームページに改訂した旨及び改訂の内容を公開します」という箇所については、「消

費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項」と同視できますので、前記の第一要件に該当するものと考えられます。

しかしながら、太宰府メモリアルパークが消費者にとって有利にも不利にもならない内容の改訂を行う場合や、消費者にとって有利になる規程の改訂を行うケースでは、「消費者の利益を一方的に害するもの」という第二要件を満たさないことは明らかです。

ウ よって、貴法人が指摘する各規定そのものが消費者契約法 10 条により無効とみることはできません。

(3) 規定削除の適否について

ア 以上のとおり、規程の改訂にあたっての手続面を定めた各規定については、そのまま直接に消費者契約法 10 条に抵触するものではないと考えられます。

イ とはいえ、消費者の利益を一方的に害する規程改訂についても、同様の手続のみで完了すると誤読される記載内容になっていることは確かです。太宰府メモリアルパークとしては、利用するすべての皆様にとって分かりやすい条項を整備することによって、公益財団法人としての社会的な責任を果たすべきだと考えています。

(4) 改訂内容

ア 太宰府メモリアルパークが定める各規程は、墓地利用者との間で取り交わされる永代使用契約書によって準用される書面であり、契約書に記載のない契約の詳細を規定しています。したがって、民法 548 条の 2 に定める定型約款に該当するものとみるべきです。

イ ゆえに、各規程を改訂するに際しては、民法 548 条第 1 項の定めに従い、「相手方の一般の利益に適合するとき」や「契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき」には個別の合意をとることなく変更できるものと解されます。

ウ 以上のとおりですので、民法548条の4の規定に基づき改訂する場合がある旨を定めて規程を改訂することとしました。改訂後の規程は、別紙のとおりです。

以上のとおり、ご回答いたします。

草々